

浜松市三ヶ日児童館運営委員会要綱

(目的)

第1条 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的として、児童館の適正な運営を図るため、浜松市三ヶ日児童館運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(名称及び設置場所)

第2条 委員会の名称及び設置場所は、次のとおりとする。

| 名 称 | 設 置 場 所 |
|----------------|----------------------------------|
| 浜松市三ヶ日児童館運営委員会 | 浜松市北区三ヶ日町宇志 803 番地 浜松市三ヶ日児童館内 |

(掌握事務)

第3条 委員会は、浜松市児童館条例（昭和54年条例第17号）第14条の規定により市が指定する者（以下「指定管理者」という。）の諮問に応じ、児童館の運営に関する次に掲げる事項を審議する。

- (1) 児童館の運営計画に関すること。
- (2) 児童館内の設備に関すること。
- (3) その他必要と認めること。

(組 織)

第4条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから指定管理者が委嘱する。

- (1) 児童福祉関係行政機関の代表
- (2) 児童委員
- (3) 社会福祉協議会の代表
- (4) 母親クラブ等地域組織の代表
- (5) 学識経験者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第7条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議の開催)

第8条 委員会の開催は、原則として年2回とする。

2 その他委員長が必要と認めた時は、召集することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会で協議のうえ定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。